

## 平成28年12月定例会 産業労働企業委員会の概要

- 日時 平成28年12月16日(金) 開会 午前10時 1分  
閉会 午後 2時14分
- 場所 第5委員会室
- 出席委員 荒木裕介委員長  
沢田力副委員長  
横川雅也委員、板橋智之委員、高橋政雄委員、小林哲也委員、鈴木聖二委員、高木真理委員、木村勇夫委員、岡重夫委員、藤林富美雄委員、金子正江委員
- 欠席委員 なし
- 説明者 [産業労働部関係]  
立川吉朗産業労働部長、渡辺充産業労働部参事兼副部長、  
江森光芳産業労働部雇用労働局長、渡邊哲産業労働政策課長、  
堀井徹商業・サービス産業支援課長、増田文之産業支援課長、  
高橋利男先端産業課長、新里英男企業立地課長、目良聡金融課長、  
浅見健二郎観光課長、山野隆子勤労者福祉課長、三宅瑞絵就業支援課長、  
野尻一敏シニア活躍推進課長、犬飼典久ウーマノミクス課長、  
吉田雄一産業人材育成課長
- 加藤和男労働委員会事務局長、  
發知和弘労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長
- [企業局関係]  
奥野立公営企業管理者、井上桂一企業局長、棚沢利郎管理部長、  
松本稔水道部長、前沢幸男総務課長、清水匠財務課長、  
鈴木柳蔵地域整備課長、中島俊明水道企画課長、矢口正道水道管理課長、  
大嶋靖之主席工事検査員

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第124号	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第143号	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

#### 2 請願 なし

### 報告事項

#### 1 産業労働部関係

- (1) 次期埼玉県産業元気・雇用アップ計画(案)について
- (2) 第2期埼玉県観光づくり基本計画(案)について

- (3) 第10次埼玉県職業能力開発計画(案)について
- (4) 埼玉県第4期科学技術基本計画(案)について

## 2 企業局関係

今後の産業団地整備について

**【付託議案に対する質疑（産業労働部関係）】**

**横川委員**

- 1 整備機器の選定基準と3Dプリンタの導入理由は何か。
- 2 県内企業への支援内容と効果は何か。
- 3 既存機器との違いは何か。
- 4 利用時間はどれくらいを見込んでいるか。
- 5 過去に3Dプリンタを用いた成果品としてはどのようなものがあるか。

**産業支援課長**

- 1 企業ニーズ、更新の必要性、新規機器の整備等を比較し、選定している。既存機器は利用頻度が非常に高いが導入から8年が経過し、保守部品の一部が製造中止になっている。3Dプリンタはニーズが高く、故障した場合、支援に支障が出ることから導入することとした。
- 2 より高度な試作品づくりを支援することができる。例えば、強度の高い樹脂を使うことで実際に装置に組み付けることができる部品を作成し、設計どおり動作するか確認できる。また、複数の樹脂を使うことでデザインなど、より正確な仕様の確認が可能となる。これらの支援により、企業の製品開発のスピードアップを図ることができる。
- 3 既存機器は使用できる樹脂が1種類のみだが、導入機器は3種類の樹脂を使用することができる。また、造形速度が2倍であり、今まで8時間かかっていたものを4時間で完成させることができる。
- 4 昨年度の利用実績は1,674時間であった。造形速度が2倍になるため、単純に計算すると2分の1になるが、より高度な試作品が造れるといったことから、3割程度の利用増を見込んでいる。ほぼ毎日稼働することが想定され、利用見込みは1,100時間程度である。
- 5 子供の顔をカメラで撮影し、3次元データ化した上で、産業技術総合センターの3Dプリンタを用いて子供の顔を用いた五月人形の製品化を支援した事例がある。

**横川委員**

高度な試作品ができる分、コストは上がらないのか。

**産業支援課長**

既存の材料と同じ材料であればかかるコストは同じである。複数の材料を使用する場合は多少コストが上がるが、切削加工を行った場合と比較するとトータルでは大幅に安く、かつ、時間も短縮することができると考えている。

**板橋委員**

産業技術総合センターのスペースにも限りがあるため、既存機器の処分や維持管理はどうするのか。

**産業支援課長**

既存機器は保守には費用をかけずに、利用できるうちは稼働させる予定である。利用頻

度の高い機器であり、利用希望が重なることも想定されるため、企業ニーズに応じて対応したい。

#### 板橋委員

既存機器はいずれ廃棄するということが。

#### 産業支援課長

そのとおりである。

---

### 【付託議案に対する質疑（企業局関係）】

#### 板橋委員

- 1 扶養手当の対象を部局長級の職員は子のみとした理由は何か。
- 2 介護時間を新設する理由は何か。また、従来の介護休暇との違いは何か。
- 3 部分休業の対象となる子の範囲を拡大する理由は何か。
- 4 扶養手当だけを条例で改正し、給料表及び勤勉手当は関係規程の改正で対応するのはなぜか。
- 5 条例及び関係規程の改正に伴い、新たに必要となる額はどの程度か。

#### 総務課長

- 1 配偶者に係る扶養手当を支給する民間事業者の割合が減少傾向にあることや、生計費の補助という扶養手当の性格を考えると、部局長級の職員の給与は生計を維持する上で十分な水準にあることから、扶養手当を支給する必要性は低くなっている。一方で、少子化対策の推進に配慮するという一方で、子に係る扶養手当だけは残すというのが勧告の趣旨である。
  - 2 新設される介護時間は、日常的かつ長期的な介護ニーズに対応するためのもので、1日2時間を上限に最長3年間の休暇取得が可能であり、朝夕の食事の介助や通所施設への毎日の送迎などの際の活用が想定されている。これに対して従来の介護休暇は、臨時的、一定期間集中的といった、どちらかといえば緊急的なニーズに対応するためのもので、まるまる1日の取得が認められるものの、取得期間は最長で6か月となっており、要介護者の看取りや入所している介護施設を変えるための移動などの際の活用を想定している。
  - 3 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、子の範囲が拡大されたことに伴う措置である。
  - 4 企業局の職員の給与については、地方公営企業法の規定により、「給与の種類及び基準は条例で定める」とされており、給与の額、支払方法等の細目的事項は国の通知により、公営企業管理者が管理規程で定めるものとされているためである。
  - 5 企業局全体で、給料が約300万円、勤勉手当が約1,700万円の、計約2,000万円である。
- 

### 【付託議案に対する討論】

なし

---